

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第704号

2015年(平成27年)1月8日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 島山 関之

庁舎の管理及び秩序保持に関する事務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のもので収集することに伴う本人通知の省略, 目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について(答申)

2014年12月19日付けで諮問(第704号)された庁舎の管理及び秩序保持に関する事務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のもので収集することに伴う本人通知の省略, 目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第10条第2項第5号の規定による本人以外のもので収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性は「3 審議会の判断理由」に述べるところにより認められる。
- (3) 条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人以外のもので収集することに伴う本人通知の省略並びに目的外に提供することに伴う本人通知を省略することについては「3 審議会の判断理由」に述べるところにより認められる。
- (4) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると,本事務を執行するに当たり個人情報を本人以外のもので収集する必要性及び本人以外のもので収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由, 目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

- (1) 諮問に至った経過

藤沢市役所本館等は、老朽化が進み、さらに、東日本大震災後、本館、東館の耐震性の問題により仮庁舎への移転が余儀なくされ、庁舎の分散化等、様々な課題が発生し、市民の皆様には大変不便をかけていた。このような状況を踏まえ、本市では本庁舎の建て替えを進めることとした。解体以前の本館等をはじめとする、藤沢市役所本庁舎には、多くの職員が執務し、また、大勢の市民が市役所を訪れていた。こうした中で、取り扱っている個人情報の保護や防犯及び事故の対策として、休日及び時間外で使用していない建物には施錠を行い、委託業務として警備員の定期巡回を行っていた。

しかし近年は、警備員の巡回を逃れて行われたものと考えられる、施設への落書き、器物損壊及び盗難などの被害を受けている。また、これまで職員が在駐する勤務時間内において、私物が盗難に遭うという事案も起こった。

こうした事態に対し、録画機能のある防犯カメラを本庁舎敷地内と建物内に設置することが、犯罪の未然防止及び再発防止に有効であると考えられる。

新庁舎の計画においては、取り扱っている情報、利用者の安全、施設の財産を保護するため、本年度行っている実施設計の中で、セキュリティ対策を施すことにしている。セキュリティ対策としては、一般共用部（市民が自由に入場可能なエリア）、職員共用部（執務エリア、会議室、書庫等）等、用途や利用者の属性に応じて、エリアを区画し、カードリーダーによる入場の規制を行う。時間外や休日は、エレベーターの着床制限、エスカレーターの停止、階段室の施錠（非常時は開放）、1階は管理シャッターの閉鎖等により、一般共用部からの職員共用部への侵入を制限する。

このセキュリティ対策において、一般共用部については、器物損壊や落書きを防ぐ目的で建物外部、外部出入口、縦動線（エレベーター、エスカレーター）等、また、時間外・休日の侵入禁止場所への立ち入りを抑制するために侵入禁止場所に防犯カメラの設置をする。職員共用部については、職員しか立ち入らないセキュリティ区画の境界、重要諸室等を対象に立ち入りを抑制する目的で防犯カメラを設置する。

新庁舎建設の実施設計において、新たに録画機能のある屋外及び屋内防犯カメラを設置することに伴い、個人情報をも本人以外のものから収集する必要性、目的外に提供する必要性、本人以外のものから収集すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略、録画映像のコンピュータ処理を行う必要性について諮問に至ったものである。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することについて

ア 個人情報を本人以外のものから収集する必要性

防犯カメラ映像データ録画の目的は、本庁舎での器物損壊や盗難などを防止するために行うものであり、本人の同意を得て収集する方法では、この目的を達成することが困難であることから、本人以外のもの

のから個人情報収集するものである。

イ 本人以外のものから収集する個人情報
防犯カメラ映像データ

(3) 目的外に提供する必要性について

ア 刑事訴訟法第197条第2項に基づく個人情報の照会については、窃盗・器物損壊・放火・傷害・不法侵入に限り目的外提供を行うことができるものとする包括的な取り扱いをする必要性があると判断したものである。なお、映像の提供記録については、5年間保存する。

イ 目的外の提供先

司法警察職員として職務を行う者、検察官及び検察事務官

ウ 目的外に提供する個人情報

防犯カメラ映像データ（必要最低限の範囲に限る）

また、目的外提供につきましても、他の施設と同様に、犯罪捜査のために捜査機関から刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会を受けた場合の取扱いに関するガイドライン」に基づく運用を行う。

(4) 本人以外のものから収集すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

本人以外のものから収集する個人情報及び目的外に提供する個人情報は、防犯カメラ映像データであり、また、当該映像データ上に記録された個人を特定できる情報はないため、個人を特定することは事実上困難であることから、通知の送付先が特定できない。また、仮に本人が特定された場合は、当該事件に関与している可能性があるため、本人通知をすると当該捜査に支障が生じるおそれがある。以上のことから、本件にかかわる本人通知を省略するものである。

(5) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理をする必要性

防犯カメラの映像保存については、データの蓄積容量も多く、長期的に使用しても映像が劣化せず、必要な部分の映像の取り出しも容易なハードディスクを採用し、コンピュータ処理を行う。

イ コンピュータ処理をする個人情報の項目

防犯カメラ映像データ

ウ 安全対策及び日常的な処理体制

安全対策としては、録画機器は中央監理室に配置し、ラック等により固定することで持ち出しを防止する。また、操作を行う際にはパスワード等で管理することで、防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ取扱者以外には利用できないよう利用者を制限する。

保存した映像については、藤沢市個人情報の保護に関する条例の定めるところに従い、適正に取り扱うこと、また、防犯カメラ運用基準に基づき管理を行う。なお、映像は3週間経過した段階で古い情報から自動的に消去する。

(6) 実施時期

本人以外のものから収集する個人情報，コンピュータ処理共に新庁舎の供用開始の2017年（平成29年）12月を予定している。

(7) 提出書類

ア セキュリティ計画（案）

イ 防犯カメラの機種

ウ 防犯カメラ運用基準

エ 藤沢市役所本庁舎防犯カメラによる映像データについて，犯罪捜査のために捜査機関から刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会を受けた場合の取扱いに関するガイドライン

オ 個人情報取扱事務届書

3 審議会の判断理由

当審議会は，次に述べる理由により，審議会の結論(1)から(4)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

実施機関では，防犯カメラ映像データ録画の目的は，本庁舎での器物損壊や盗難などを防止するために行うものであり，本人の同意を得て収集する方法では，この目的を達成することが困難であることから，本人以外のものから個人情報を収集するものである，としている。

以上のことから判断すると，個人情報を本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を目的外に提供する必要性について

実施機関では，刑事訴訟法第197条第2項に基づく個人情報の照会については，窃盗・器物損壊・放火・傷害・不法侵入に限り目的外提供を行うことができるものとする包括的な取り扱いをする必要性があると判断したものである。なお，映像の提供記録については，5年間保存する，としている。

以上のことから判断すると，目的外に提供する必要性があると認められる。ただし，目的外提供の取扱いに関するガイドラインにおける提供する個人情報の範囲については，本庁舎の敷地及び施設で発生したものであって，窃盗及び器物損壊の捜査に関する照会に限るものとするを条件とする。

(3) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

実施機関では，本人以外のものから収集する個人情報及び目的外に提供する個人情報は，防犯カメラ映像データであり，また，当該映像データ上に記録された個人を特定できる情報はないため，個人を特定することは事実上困難であることから，通知の送付先が特定できない。また，仮に本人が特定された場合は，当該事件に關与している可能性があるため，本人通知をすると当該捜査に支障が生じるおそれがある，としている。

なお、防犯カメラ撮影区域には防犯カメラを設置している旨の表示をし、周知を図る、と実施機関から口頭による説明があった。

以上のことから判断すると、個人情報をも本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。ただし、目的外提供の取扱いに関するガイドラインに、本人通知を省略する場合の合理性の判断根拠を、条例の解釈運用基準に沿って明記することを条件とする。

(4) コンピュータ処理を行うことについて

ア コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、防犯カメラの映像保存については、データの蓄積容量も多く、長期的に使用しても映像が劣化せず、必要な部分の映像の取り出しも容易なハードディスクを採用し、コンピュータ処理を行う、としている。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

イ 安全対策について

実施機関では、次のような安全対策の措置を講じるとしている。

安全対策としては、録画機器は中央監理室に配置し、ラック等により固定することで持ち出しを防止する。また、操作を行う際にはパスワード等で管理することで、防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ取扱者以外には利用できないよう利用者を制限する。

保存した映像については、藤沢市個人情報の保護に関する条例の定めるところに従い、適正に取り扱うこと、また、防犯カメラ運用基準に基づき管理を行う。なお、映像は3週間経過した段階で古い情報から自動的に消去する。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上